

平成30年第3回春日那珂川水道企業団議会定例会（第2日）

1. 出席議員（10名）

1番	白水勝己	2番	與國洋
3番	松尾正貴	4番	吉永直子
5番	江頭大助	6番	中原智昭
7番	岩渕穰	8番	若杉優
9番	壽福正勝	10番	野口明美

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（11名）

企業長	武末茂喜	副企業長	井上澄和
参与	八尋博基	参与	後藤俊介
局長	櫻井隆司	総務課長	山崎巖
浄水課長	重松岩敏	施設課長	平山幸生
料金課長	中島勝巳	水源対策課長	安藤敏洋
建設課長	藤野哲		

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	山川誠治	書記	糸山明宏
書記	飛永勝次		

5. 議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案第10号から議案第12号に対する質疑、討論、採決

6. 会議に付した事件名

議案第10号 平成30年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

議案第11号 平成29年度春日那珂川水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第12号 平成29年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について

開会 14時00分

○中原議長 皆さんこんにちは。

定例会に先立ちまして、次回定例会の日程を配付させていただいております。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第2号により議事を進めてまいります。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会に2名の方から質問通告書が提出されております。

早速、質問をお受けいたします。

7番岩淵穰議員。

○岩淵議員 7番、春日市選出の岩淵穰でございます。本日は通告に従いまして、恒久水源確保に向けた取り組みについて、まず新たに発表された追加策とは何か、次に従来の恒久水源対策、いわゆる当初5策の取り扱いについて、以上2項目にわたり質問してまいります。

昨日の水資源対策特別委員会において、執行部より今後の方針の説明がなされましたが、再度議場における一般質問において、より多くの市民の皆様には詳しい情報をお伝えするとともに、恒久水源確保に向けた方策への御理解をさらに深めていただきたいという思いから、今回あえてお尋ねするところであります。

さて、平成27年4月、違法取水問題が発覚して以来、春日那珂川水道企業団は、同年9月の福岡県からの是正指示を受け、早期の違法状態からの脱却と新たな水源確保に向けた取り組みを実施してまいりました。平成28年3月、福岡県に恒久水源確保に向けた具体的計画、当初5策が提出され、翌4月、福岡市より日量1万1,050立方メートルの暫定的な原水の融通をいただき、違法状態は解消されました。

その後、恒久的な代替水源確保に向けた具体策を進めてきたところでありますが、予定水量の1万5,400立方メートルに向けた見通しは、現在大変厳しい状況にあります。重ねて、平成30年1月、東隈浄水場内2カ所の井戸水が那珂川の伏流水であると調査により判明し、取水を中止したため、新たに750立方メートルの水量を確保する必要が生じました。これにより、求めるべき恒久水源はさらに増え、道のりの厳しさが増していたところでありました。

そのような状況の中、執行部から不足する恒久水源については、新たな追加策で対応するとの説明がなされております。

そこで、この追加策について、以下6点お尋ねいたします。

1 点目、今回発表された追加策とは具体的にはどのようなものとなるのか。

2 点目、この策における確保水量の見積もり量はいかほどか。

3 点目、追加策に当たり、関係者との交渉経緯について。

4 点目、今回の公表を受けて、今後の恒久水源対策のスケジュールはどのように策定されているのか、あわせて福岡市からの融通分の取り扱いについてお尋ねいたします。

5 点目、新規水源には新たな取水のための設備の構築が必要になりますが、費用をいかほどで算出しているのか。また、その費用はどのような予算措置がなされるのか。

最後に6 点目、今回の追加策を実施するに当たり、工事費等さまざまな費用が発生することとなるが、結果として市民の皆様の水道料金に影響を与えるものなのか。

以上、追加策についてお尋ねいたします。御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○中原議長 安藤水源対策課長。

○安藤水源対策課長 岩淵議員の質問にお答えします。

まず1 項目め、追加策について。

追加策の具体的内容についてですが、那珂川市内に那珂川市が管理している普通河川がございます。その普通河川のうち、市ノ瀬地区がございます猿山川、及び西畑地区から別所地区にかけて流れています西畑川からの取水に取り組んでおります。猿山川の取水は、猿山川最下流の堰を利用し、隣接地に取水施設を設け取水するように、また浄水処理は、埋金浄水場で行うように考えています。西畑川の取水方法は、西畑川から別所地区の農業用水路を利用し、井尻川の下流に合流させ、井尻第2 取水場で、井尻で既に許可を受けている日量2,500立方メートルとあわせて取水するように、また浄水処理は東隈浄水場で行うように考えています。

次に、追加策における確保水量についてですが、まず全体の確保水量について回答させていただきます。当初計画時の確保水量は、日量1 万5,400立方メートル、それに地下水伏流水調査で伏流水と判定された日量750立方メートルを合わせた、日量1 万6,150立方メートルが最終的な確保水量となっております。そのうち、当初5 策での確保水量が日量8,340立方メートルとなり、その差である日量7,810立方メートルを追加策で求めることとなりました。その日量7,810立方メートルの内訳ですが、猿山川から日量3,100立方メートル、西畑川から日量4,710立方メートルと設定しております。近年行った流量観測の結果から、那珂川本川の正常流量に影響を与えない範囲で取水できる可能性がある水量が、普通河川に生まれていることが判明したことから、この策に取り組んでおります。その際、その水量が生まれた要因については、普通河川流域での土地利用の変化によるものと推測しております。

次に、関係者との協議経緯についてですが、猿山川について、ことしに入り全体としての説明会のほか、個別の現地立会等協議を重ねてまいりました。地元説明会の中では理解を示された方もおられましたが、問題となっている堰、水路の立ち会いを行い、補償工事を具体的に詰めないとは同意はできないとの意見も出ました。現時点ではその各井堰の現地立ち会いを完了いたしております。今月中には説明会を開催し、同意を得たいと考えております。西畑川につきましては、ことしに入り協議を重ね、9月26日に地元関係者の同意を得て、覚書の締結を終えております。現在は補償工事の設計を進めながら変更認可申請の準備を行っております。また、河川管理者である那珂川市とは、取水を行う際の管理方法について協議を行っております。

次に、恒久水源におけるスケジュールにつきましては、平成32年2月を期限と定め取り組んでおり、福岡市からの融通期限である平成32年3月までには水源が確保できるように取り組んでまいります。今後取り組む策の中には、五ヶ山ダムに関しては試験湛水完了後、ため池に関しては平成31年11月に確保期限を設定し、平成32年2月よりも前に確保期限を設定している策もございます。水源が確保されるごとに融通量を減らし、財政負担の軽減を図りたいと考えておりますが、全ての水源を確保するためには平成32年2月までかかりますので、福岡市からの原水融通、筑紫野市及び古賀市の協力による福岡地区水道企業団からの受水増量につきましては、最長で平成32年3月末までと考えております。

次に、水源開発に係る費用でございますが、トンネル湧水上梶原、ため池余剰水、普通河川猿山川及び普通河川西畑川の4策で、概算ではありますが、平成30年度に約3億1,500万円、平成31年度以降で約7億9,000万円を見込んでおります。また、予算措置についてでございますが、新規水源に係る費用は平成31年度に予算計上させていただく予定であります。

最後に、水道料金に影響を与えるものになるのかについてですが、全ての策に係る概算工事費を算出し、今後の企業団経営の見通しについて試算を行いました。その結果、水道料金に影響を与えることなく事業運営が可能であることを確認しております。今後もさらなる経費の削減、事業の見直し等、安定した事業運営に努めたいと考えております。

以上でございます。

○中原議長 7番岩淵議員。

○岩淵議員 ただいま全ての恒久水源確保に要する費用が、水道料金には影響しないとの御答弁をいただきました。市民の皆様も安心されたことと存じます。

では次に、従来の恒久水源確保に向けた取り組み、いわゆる当初5策の扱いについて2点お尋ねいたします。

1点目、現状の対策の一部は、既に取水を開始したものもあります。追加策の水量の見積量にもよるとは思いますが、既に確保されたこの水の扱いは今後どうなるのか。

2点目、5策への取り組みの過程において、調査等に相応の予算が既に執行されています。関係者との協議も道半ばであり、追加策決定後の5策への対応は慎重であるべきと考えます。進めるべきは進め、やめるべきはやめるのか、基本方針を示した上で、具体的な取り組みについての御説明をいただきたい。

以上2点、御見解をお示しください。よろしく願いいたします。

○中原議長 安藤水源対策課長。

○安藤水源対策課長 2項目め、従来の恒久水源確保に向けた取り組み5策の扱いについて。

まず、1点目の既に取水を開始している水の今後の取り扱いについてですが、既に取水を開始しているものは、ことしの4月28日から取水を開始しております那珂川市市ノ瀬地区のトンネル湧水でございます。この水源は流水占用許可及び認可もいただいた水源となっておりますので、今後も恒久水源として取水を継続してまいります。

次に2点目、当初5策への対応の基本方針についてですが、期限がある中での関係者との協議状況や水道水源として活用できるのか等、総合的に判断し、継続する策と確保が難しいとする策を判断しております。継続するトンネル湧水上梶原、ため池余剰水については、取り組みを加速し、一日も早く同意がとれるよう取り組んでまいります。

最終的に確保した、あるいは確保可能な策及び水量としては、五ヶ山ダム完成による福岡地区水道企業団からの受水増量日量1,000立方メートル、トンネル湧水市ノ瀬で日量2,910立方メートル、トンネル湧水上梶原で日量2,930立方メートル、ため池で日量1,500立方メートル、合計で8,340立方メートルとなります。普通河川井尻川及び深井戸開発においては、確保が難しいと判断しております。

次に、具体的な取り組みについてですが、五ヶ山ダム完成による福岡地区水道企業団からの受水増量については、10月20日時点で常時満水位まで到達していますので、非洪水期となった10月21日から水位を上昇させることとなっておりますが、下流の南畑ダムの貯水率が10月20日時点で約35%と70%を下回っているため貯留制限がかかり、五ヶ山ダムの貯留が中断しております。今後も引き続き進捗状況についての情報収集を行ってまいります。

トンネル湧水上梶原については、湧水が流れ落ちてます梶原川に関係する梶原川水利組合、及び上梶原区、下梶原区からは口頭で同意をいただいています。しかし、取水場所があります関係者からの同意はまだいただけてませんので、継続して協議を行っているところです。

ため池については、10月15日に関係3組合から口頭で同意をいただき、取水に関する基本契約覚書についても協議を完了しております。今月中には契約締結を予定しております。

また、内部では、認可申請のための準備を進めているところです。

次に、確保することが難しいと判断した井尻川の増量、深井戸について御説明いたします。

普通河川井尻川については、流量観測の結果、増量分日量1,500立方メートルを取水するための安定した流量が流れていないことから、さらなる増量はできないと判断しました。なお、日量2,500立方メートルの既得水利権については、今後も引き続き取水を継続いたします。

深井戸開発、西隈地区につきましては、地元協議を行ってまいりましたが、同区より同意はできない旨の文書が提出され、打開策を検討してまいりましたが、最終的には確保が難しいと判断しております。同じく、山田地区につきましては、地質調査及び解析調査を行いました。推定用水量が日量100立方メートル程度であり、水道水源としては成り立たないと結論に至り、確保はできないと判断いたしました。

以上のことから、当初5策で上げた五ヶ山ダムの完成による福岡地区水道企業団からの受水増量、トンネル湧水、ため池、並びに追加策である普通河川猿山川及び西畑川で、期限である平成32年3月までに確保すべく全力で取り組んでまいります。

○中原議長 7番岩渕議員。

○岩渕議員 御答弁ありがとうございました。

安定的な水の確保は、春日市、那珂川市の将来に向けたさらなる発展にとって必要不可欠なものであります。今回新たな方策が示され、長いトンネルの中にあった恒久水源対策によりやく光明が見えたのではないかと感じています。

今後も多くの課題が山積しているとは思いますが、組織一丸となった前進を心より念願いたしております。よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○中原議長 続きまして、4番吉永直子議員。

なお、吉永議員から一般質問に関連する資料の配付の申し出がっておりますので、それを認め、配付いたします。

それでは、4番吉永直子議員、一般質問をお願いいたします。吉永直子議員。

○吉永議員 4番吉永直子です。違法取水問題で第三者調査委員会で言及されていない点について質問を行います。違法取水問題に関する質問は、今回で3度目となります。

昨日、違法取水発覚で停止された水量を確保するための新たな水源の発表もあり、方向性が見えたとされていますが、多額の整備費用を含む不安材料は残っており、企業団が福岡県や市に気を使っていることは見てとれます。私は、この違法取水問題でいまだ不明瞭となっている点を明らかにすることは、新たな水源確保の問題や住民に課した負担軽減にもつながり、さらに今後の企業団の運営が適正に行われるためにも必要不可欠だと思っておりますので、質問を行わせていただきます。

前回、ことし2月の定例会で行いました一般質問が途中で終わってしまったこともありますので、その続きで行います。重複する点もあるかと思いますが、質問の趣旨を正確に理解いただくためですので、よろしく願いいたします。

1点目、県のかかわりについてです。前回と違う視点からお尋ねします。

平成28年3月の新聞報道で、40年以上も前からの水売買の実態が明らかとなりました。農業用水を上水道用に譲渡することは認められていませんが、企業団は水利組合など11団体に農業用水の余剰水を取水するために金銭を支払っていました。河川法違反の脱法売買です。この11団体の中に那珂川農業用水調整委員会があります。この団体は、那珂川町の水利組合と福岡市の水利組合で構成されている組織と聞いております。金銭授受の内容を調べてみましたが、平成3年10月に水利補償費として1,500万円支払っています。許容取水量日量1万立方メートル取水する取り決めです。これは、福岡市の水利組合と那珂川町の水利組合の間で農業用水慣行水利権の中から取水する旨の契約書が交わされているということで、そもそも福岡市から水泥棒と言われる筋合いはないということです。

ここで注目したいのは、この契約を交わしていた那珂川農業用水調整委員会の事務局がどこにあるかということです。お答えください。

○中原議長 重松浄水課長。

○重松浄水課長 それでは、お答えします。

まず、御質問の中に農業用水慣行水利権の中から取水する旨の契約書とございましたが、実際は地下水を取水することについて同意する文書であり、那珂川における農業用水慣行水利権の中から取水する旨の契約書ではございません。

それでは、議員御質問の那珂川農業用水調整委員会の事務局はどこにあるかということでございますが、事務局は福岡県福岡農林事務所でございます。

以上でございます。

○中原議長 4番吉永直子議員。

○吉永議員 今、同意書には地下水の取水と書いてあるという説明がありました。しかし、井戸を掘っての取水に、河川の表流水を取水する水利組合の同意書が要るわけがありません。

ん。しかも、取水地は埋金、市ノ瀬、そして東隈地域とすることとなっており、日量1万立方メートルも地下水が取水できないことは、第三者調査委員会の報告でも明らかになっていることです。この同意書は、どこをどう考えても、地下水の取水ではなく、表流水の取水、慣行水利権の中から取水する違法な同意書です。そのような答弁をされると、信用しようにもできなくなってしまう。いずれにしても、那珂川農業用水調整委員会と企業団は違法な表流水取水の契約を交わしていることは明らかです。

そして、御答弁のとおり、那珂川農業用水調整委員会は福岡県の農林事務所の中に事務局を置いています。さらに、この団体の組織図には参与として県の職員が入っております。この状況で、違法な契約、違法な取水をしていたことに県が気づかなかったとは到底言えないのではないのでしょうか。

また、前回の質問で、第4次拡張工事において、当時の企業団の顧問である前春日市長が水利権者との直接交渉で苦勞されていた議事録を紹介しましたが、このときも十分な地下水を取水できず、那珂川の伏流水、表流水に依存し、水利権者と交渉して水を融通してもらっていました。水利組合との多くの契約書の存在も明らかになっています。

要するに、地下水開発でなく、河川からの違法な取水のために動いていたことがわかるわけですが、重要なのは、この議事録の中で前春日市長は、この水利組合の同意書がなければ県は受け付けませんと言っていることです。これは、当時県も違法取水を容認していた、少なくとも黙認していたとしか考えられないわけです。

しかし、前回局長答弁では、県のやりとりは私はわからない、そして当時の県のかかわりについて調査する気もない旨の発言がありました。

しかし、誰が読んでも県は違法取水を知っていたと考えられる議事録です。県も黙認して水利権の転用が行われ、違法取水施設が設置されたのであれば、現在水余りの福岡県で、春日那珂川水道企業団は今こんなにも水源開発で無駄に住民の税金を投入しなくていいわけです。

お尋ねしますが、違法取水が発覚して以降、新たな水源開発にかかった費用をお答えください。

○中原議長 山崎総務課長。

○山崎総務課長 ただいま吉永議員御質問の、平成27年度から29年度まで恒久水源に要した費用についてお答えをいたします。

まず、井尻川で1,150万円、トンネル湧水市ノ瀬分で3,590万円、新幹線トンネル湧水上梶原分で約620万円、その他の調査費等、これが約1億3,770万円、それから違法取水の残存管撤去費用、これが約7,870万円でございます。合計額約2億7,000万円となっております。

ます。

以上でございます。

○中原議長 4番吉永議員。

○吉永議員 新たな水源開発に2億7,000万円の費用ということです。

以前の私の質問で、違法取水が発覚したことによる損失額が約20億円ということでしたが、水源開発でさらなる住民負担を強いているわけです。もし、県も違法取水を認識していたことが明らかになるならば、この費用は必要のないものだったのではないのでしょうか。ペナルティーとして県から課せられている河川占用料も見直しとなるはずです。前回答弁にあったとおり、第三者調査委員会は、この春日市の議事録を把握していません。本来なら春日市議会の議事録や那珂川農業用水調整委員会の件も第三者調査委員会で精査してもらったべきだと思いますが、今となってはどうしようもありません。

そこでお尋ねします。

那珂川農業用水調整委員会の件と春日市議会の議事録の内容についての2点において、福岡県も違法取水を知っていたと考えられるのではないかと、また、この2点の事実関係を県に確認してもらうよう要望できないのか、見解をお尋ねします。

○中原議長 櫻井局長。

○櫻井局長 前回の議会の答弁と重なるところがございますが、前回の議会で答弁しましたとおり、白水前春日市長がどのような意図でお話になっていたのか、またその同意書の内容とかが確認できないと、そのような状況の中で、私は県のほうに要望はできません。

以上でございます。

○中原議長 4番吉永議員。

○吉永議員 質問にお答えになってないと思うんですね。

違法な契約を交わしている団体に県の職員が入っていて、県が知らないと言えるのか。春日市議会の白水前市長の県が受け付けないという答弁は、虚偽答弁とでも言われるのか。この事実について見解を求めます。

○中原議長 櫻井局長。

○櫻井局長 私が言っておるのは、その時の今、県の職員が入っていたとか、そういったことが確認できないと。ですから、私は確認できないことを県のほうに無責任に要望はできないということでお話ししてる次第でございます。

○中原議長 4番吉永議員。

○吉永議員 公文書なんですけどね、今言ってるのは。私は、裏づけとなり得る資料を示しています。どうしてこの事実関係を解明しようとされないのでしょうか。

先ほども言いましたが、当時の県のかかわりが明らかになれば、多額の住民負担を見直すこともできるわけです。まるで真相を明らかにすれば、ほかに困ることでも出てくるかと思うような答弁です。住民に対して不誠実な姿勢だということを指摘しておきます。

次に、2点目、事業者の違法行為の認識についてです。

前回、第4次拡張以降についてお尋ねをしました。

表流水や伏流水、かんがい用水を取水する工法の施設の設計施工を請け負った上水道設備事業者は、違法行為に気づかないわけがないと思うわけですが、前回の答弁では、事業者は認識していなかったと言われました。

ですが、考えてみてください。事業者は、当然ながら施工前、水源とされている浅井戸を掘る前に取水できるか調査をし、埋金と東限では十分な地下水量が確保できないことを知ることになります。そこで、企業団は、那珂川の河床に集水管を設置し、伏流水を取水して不足水量を補う施設の整備を事業者に依頼します。企業団は、国に認可申請をする際に、水源は地下水のみで、埋金5,000立方メートル、東限5,000立方メートル取水すると虚偽の報告をします。国の認可があり、事業者は施工します。この課程で、事業者は違法の認識を持っていなかったと言われますが、上水道整備のプロフェッショナルの事業者が、国の認可した水源と水量を確認もしないで違法取水の設備を設計施工したということになります。約56億円の事業を請け負う事業者がそんなに低いレベルとは考えられません。

お尋ねします。局長が、事業者が違法の認識を持っていなかったと考える根拠をお示してください。

○中原議長 櫻井局長。

○櫻井局長 御質問にお答えします。

工事の事業者が違法の認識を持っていなかったかどうかということですが、工事を請け負った事業者がどういう認識を持っていたかというのは、私のほうではちょっとわかりかねます。

ただ、これ20年ちょっと前の事業でございますが、その当時の事績とか、そういうことを確認する上では、そういったことが確認できないというところでございます。

以上でございます。

○中原議長 4番吉永議員。

○吉永議員 あくまで事業者は違法取水を認識していなかったととれるような答弁ですけども、前回同様、説得力がない答弁だと思います。

では、当時の拡張工事の事業者選定について不可解な点をお尋ねします。

当時、企業団としては、無許可で那珂川から取水する違法取水が表面化することを何と

しても避けようとしたはずです。そのためには、違法取水にかかわる施設整備は、違法行為を何があっても黙ってくれる信頼関係のある事業者には依頼するのではないかと考えられます。それは、随意契約にするか、入札にするなら信頼できる事業者が落札できるよう、有利な情報を与え確実に落札してもらおうということです。要するに、違法取水を隠すためには、官製談合を行うしか道はなかったのではないかとということです。実際、埋金浄水場と東隈第8号井、9号井は竣工年度が3年違いの大工事ですが、いずれも7社による一般競争入札で、なぜか2つとも同じ業者が落札しています。

しかし、前回の答弁では、過去の事績を確認する限りにおいて、官製談合の事実は認められませんとお答えになりました。私が官製談合が行われていた可能性が少しでもあると考えるか、100%あり得ないと考えるかという質問には、明確にお答えになっていません。

再度見解を求めます。

○中原議長 櫻井局長。

○櫻井局長 ただいまの御質問にお答えします。

ちょっと確認させていただきたいんですが、官製談合というのは、これは犯罪ですよ。その上で話しさせていただきますが、官製談合は犯罪である以上、そういったしっかりした根拠等がない上で、私は軽々と、それがあつた可能性があるとか、ないとかということとは言えないということによっております。

その上で、過去の事績を確認する上で、そういうことはなかったというふうに判断しておるといところでございます。

以上でございます。

○中原議長 4番吉永議員。

○吉永議員 では、聞き方を変えます。

長年違法取水を続けてきましたが、何の協力依頼もせず、事業者には違法取水の設備を施工してもらい、一人の事業者も疑問に思わないということがあり得るといことでしょうか、お答えください。

○中原議長 櫻井局長。

○櫻井局長 先ほどの答えと重複しますが、相手のことを私がどうこう、こうこう言うことは不可能だと思います。

以上でございます。

○中原議長 4番吉永議員。

○吉永議員 官製談合の可能性が100%ないのか、前回の質問から再三聞いておりますが、明

確にお答えになりませんので、可能性もあるということだと思います。

次に、違法取水施設の取水ポンプ更新についてお尋ねをします。

第4次拡張工事は20年以上前の話ですが、取水ポンプの更新はその後も行ってきていますので、記憶に新しいものもあると思います。

企業団のホームページで公表されている事業年報ですが、平成15年度から毎年東隈浄水場内の取水ポンプの更新工事を行っていることがわかります。同じくホームページの情報公開コーナーに、平成14年度から年度ごとの入札結果が公表されていますが、なぜかその一覧の中に東隈第6号井と7号井のポンプの更新に関する入札結果が掲載されていませんでした。特に、東隈第7号井は第三者調査委員会の報告でわかっていますが、地下水の取水は全くなく、直接集水管を延ばして表流水を取水していた最も違法性の高い施設です。

企業団に調べてもらったら、資料が残っていないので随意契約だった可能性があるということでした。そのポンプの更新工事は、平成15年4月と平成17年4月に行われています。他の取水施設のポンプの更新は、全て指名競争入札になっているのに、第7号井に限って随意契約したというところが、何か隠そうという意図があったように思えてなりません。しかも、資料がないということで、どの事業者が工事をしたかわかりません。

東隈浄水場内ですが、9つの浅井戸があります。その深さは7メートルから9メートルとなっており、取水ポンプの揚程、これは水を引き上げる能力を示すものですが、第7号井を除いて全て10メートル前後となっています。しかし、第7号井の取水ポンプは、口径はほかの取水ポンプと変わりませんが、30メートルとなぜか3倍も揚程能力が高いものとなっています。これは、同じく違法に表流水を取水していた井尻第2取水場でも同じで、ポンプ揚程能力は30メートルでした。違法に表流水をとるためだと考えられます。

約10年ほど前のことなので事実関係がわからないというのは、余りにもおかしい話だと思いますが、違法施設だった7号井の入札結果が公表されていないこと、随意契約の可能性が高いこと、ポンプの能力が他のポンプの3倍であったこと、官製談合が行われた可能性は考えられないでしょうか。可能性を否定されるのであれば、根拠をお示してください。

○中原議長 櫻井局長。

○櫻井局長 ただいまの御質問でございますが、文書の保存年限については10年ということで、10年を経過しているということで、文書の保存がない、文書がないと。そういう上で確認ができないということで、前回お話しさせていただいたと思います。

7号井が随意契約であるというふうにおっしゃいましたが、その事績等もなく、確認のしようがないということで、随意契約だったかどうかというのはちょっとわからないと、先ほどの事績も確認してないので、ということではないかと思いますが、ただ先ほど来、

ずっと官製談合云々とおっしゃっておりますが、逆に、私ども企業団には反問権がございませんので、私もお聞かせいただきたいんですが、その根拠、可能性とか云々というよりも、しっかりしたその根拠、官製談合であるという事実、そういったものをもしお示しいただければ、私どももそれに対する答弁ができるのではないかと思います。あくまでも可能性、可能性というふうな御質問については、私もちよっと答えかねますので、よろしくお願いたします。

○中原議長 4番吉永議員。

○吉永議員 私がいろいろ示している事実関係について、一つ一つお答えになってらっしゃらないんですね。この問題についても、事実を解明しようという姿勢が感じられません。7号井に限って文書が残っていないといっても、10年ほど前のことで、かかわっていた職員も複数いるはずですよ。よほど解明したくない理由があるのではないかと考えてしまいます。

では、次に移りますが、取水ポンプ更新の指名競争入札について見ていきます。

前回指名業者に偏りがあることを示しました。東隈浄水場、埋金浄水場内の違法取水を行っているポンプ等の更新の指名競争入札、新しいものでは平成24年度から毎年更新されている井尻第2取水場の取水ポンプの入札などです。しかし、あくまで適正に事業者選定を行っているという答弁を繰り返されました。

前回お話ししました、私が集計した過去10年の取水ポンプ更新の入札結果を今回表にしてみました。お手元に最初に配られている資料をごらんいただきたいのですが、10年間の工事件数は全部で21件、10年間で一回でも指名を受けている事業者が23社あります。これは、表の上段にアルファベットAからWで示しています。指名されたものを丸、落札したものを星印で示していますが、指名回数の多い順に並べております。10回以上指名されている事業者がAからDの4社、一番多かったのは14回というA事業者です。また、AとCの事業者は、23年度を見ると、同一年度の工事4回中、4回とも指名されていることがわかります。一方で、10年間で指名がわずかに1回というのが7社、2回というのが4社あります。

これを見て、指名に偏りがあることは一目瞭然ではないでしょうか。偏りがあることをお認めになりますでしょうか、明確にお答えください。

○中原議長 櫻井局長。

○櫻井局長 指名の関係の御質問でございますが、これも前から御説明させていただいておりますとおり、工事等の事業者の指名につきましては、2年に1度ですが、登録を行っております。その登録業者の中から発注する工事等の規模や内容、それからランク等、最近で

は工事の評価等も含めて、評価点数等も含めて指名選定委員会において、これは課長以上の7名で行っております、その委員会で諮って決定しております。偏りについては、尺度の違いもありますが、委員会で適正に選定しておるといった事実でございます。

以上でございます。

○中原議長 4番吉永議員。

○吉永議員 私には指名業者に偏りがあるようにしか見えませんが、官製談合を行う上で生じたものではないかと思っています。

さらにお聞きしますが、先ほど述べた井尻第2取水場のポンプ更新は、平成24年から26年にかけて指名競争入札によって行われております。御存じのように、井尻第2取水場は井尻川の水を堰き止めて、接合枡の小屋の真下にある取水口から取水をする仕組みで、地下水を取水する施設と公表していながら、表流水を取水しているのが外観からわかります。上水道の施設整備の事業者が違法性に気づかないとは考えられません。

しかし、前回の答弁では、法令違反を事業者指摘されるといったリスクを避ける対策は何も行っていないと言われました。表流水を取水しているのが外観からわかるにもかかわらず、事業者気づかれる心配はしていなかった、また気づかれなかったということなのでしょう、お答えください。

○中原議長 重松浄水課長。

○重松浄水課長 お答えをさせていただきたいと思います。

工事の実績を確認する限り、請負業者は、発注されたものが違法であるかどうかという認識を持っていなかったものと考えております。

以上でございます。

○中原議長 4番吉永議員。

○吉永議員 川の真横にある、あの取水施設の形状から、地下水を取水する施設だと言われて、全く疑いもしない事業者がいるとは驚きです。全くもって信じがたい話だと指摘します。

次に、ことし3月に供用開始となった東隈浄水場改良事業についてお尋ねをします。

この事業は、事業費約50億円という大変大きな事業です。しかし、違法取水を前提として進められていたため、平成27年に違法取水が発覚して以降、違法な取水が停止され、本来の取水可能量が9,300立方メートルと、計画水量2万5,000立方メートルの半分も原水を確保できないことがわかりました。つまり、正式な認可水量で考えれば、過大な施設だったということになります。工事に入る前に違法取水問題が整理されていれば、規模を縮小し、50億円もかける必要がなかったのではないかと考えます。

先ほどお尋ねしました過去の事業者の違法取水の認識の可能性と同様に、東限浄水場改良事業を請け負った事業者についても違法性に気づくはずではないのかと思うわけです。この事業の入札は有名ゼネコン、上水道事業に実績のあるそうそうたる企業が8社参加していましたが、落札者は入札価格と事業提案のいずれも1位の成績だった水ing株式会社を代表企業とするグループに決定しています。入札については違法取水を知っている事業者をあらかじめ落札者と決めるといったことはなく、適正に行っているということでした。

では、本当に工事の過程で事業者が違法性に気づかないということがあるのでしょうか。契約が締結される前に公表された要求水準書には、全ての取水施設に取水流量計を設置することとされています。工程表では、平成28年度に設置することになっていますが、流量計を設置すれば、それぞれの施設における国が認可した計画水量と実際の取水量に著しい乖離があるということがわかってしまいます。

特にごまかし切れない施設があります。国には、東限第7号井は日量1,000立方メートル、第8号井と9号井はそれぞれ1,700立方メートルと届け出ていますが、東限第7号井は、護岸工事後、稼働しておらず、取水量がゼロです。第8号井と9号井については200立方メートル程度しか出ていません。事業者が流量計を設置すれば、いずれうそがばれます。

前回の質問で事業者への対策は何も行っていないと答弁されましたが、流量計を事業者が設置して、取水量がゼロだという事実に対して、どのように説明されるおつもりだったのでしょうか、お答えください。

○中原議長 重松浄水課長。

○重松浄水課長 お答えします。

議員の御質問の内容につきまして、請負業者にどのように説明すれば理解を得ることができるか思料しておりました。その結論が出ない中、違法取水が発覚し、取水の全体が全て公表することとなっております。

以上でございます。

○中原議長 4番吉永議員。

○吉永議員 あくまで設備事業者は知らなかったということのようですけども、企業長にまで隠し続けていたとされる違法取水の発覚のおそれがある事業者対策を、ぎりぎりまで企業団が考えなしで過ごしていたとは、これもまた信じがたい話です。非常に不可解な点が多々あります。

前回もお聞きしたことですが、入札説明書や要求水準書には、落札後、事業者は各取水

場の水位の現地調査をすること、各取水施設に流量計を設置すること、国庫補助に必要な図書を作成することとし、浄水事業を行うのに安定して供給できる水量と水質の記述が求められています。

しかし、答弁では、事業者は現地調査は必要に応じと、全ての現地調査を行っていないと受け取れる答弁をされました。また、各施設の取水量は現地調査ではなく、過去の運転日報で把握し、国庫補助に必要な図書作成における水量、水質は企業団が把握している数値で作成したと、要求水準書で示されている指示をことごとく事業者は実施していません。

さらに、同時期に公表されている設計及び建設工事請負契約書案には、事業者の費用で調査し、企業団に報告するものの項目に地下水調査がありますが、この調査もやっていないということになるのだと思います。

国の省令においても、地下水を取水する施設は、1日最大取水量を揚水試験の結果を基礎とし設定しなければならないと規定されています。水ingは契約書や省令で決められた調査をしない事業者ということになりますが、こんなことがあり得るのでしょうか、お尋ねします。

○中原議長 重松浄水課長。

○重松浄水課長 お答えします。

水ingは契約書や省令で定められた調査をしない請負業者ということになるとの御指摘ですが、請負業者の水ingは契約書で指示している調査は行っております。また、省令で決められた揚水試験などの調査は、認可申請前に行う調査であります。今回の調査業務には入っておらず、この分は調査は行っておりません。このように、請負業者の水ingは、誠実に調査、施工をしております。

以上でございます。

○中原議長 4番吉永議員。

○吉永議員 全く納得できません。

前回から今回の質問に対する答弁を聞きますと、やはり上水道設備事業者として責任ある調査を怠っているとしか思えません。

外観からもわかる井尻第2取水場についても、図面に違法構造物の記載がなかったから表流水を取水する仕組みに気づかなかった、また浄水施設をつくるというのに、安定的な水量を確保できるか、水量の調査もしない、工事請負契約書の地下水調査もしない。本来なら、こんな事業者に任せて大丈夫なのかと思うものではないでしょうか。たとえ企業団が違法取水を隠すために契約書の調査をしなくていいと指示を出していたとしても、そこ

に疑問も持たず、受け入れるなど、水道設備事業者としての力量を問わざるを得ません。

前回の質問を行う前ですが、落札できなかった企業に訪問、電話でいろいろとお尋ねしたと申しあげました。ある会社に3つの質問をしました。その1つ目が、受注したら取水量の調査はしますかと尋ねたところ、当然頼まれなくてもやりますという回答でした。皆さんも御存じの一部上場企業です。企業団も、水源の組み合わせは任意と認めているわけですから、当然事業者は責任を持って水量調査をするということです。そして、事業を請け負っている水ingの担当者にも確認しました。私は、大事なところなので教えてください、水量調査は行ったのですかと尋ねました。担当者の方は、細かい数値はコンサルに聞かないとわからないが、水量調査を行ったことは把握しているとお答えになりました。

前回から事業者は水量調査を行っていないという答弁がありましたが、代表企業は行った、企業団は行っていない、コンサルは守秘義務があるといっただんまりです。何が本当なのかお答えください。

○中原議長 重松浄水課長。

○重松浄水課長 お答えします。

前回、企業団が請負業者は水量調査を行っていないとお答えした内容は、既存の取水施設に対する現地調査での揚水試験による水量調査を請負業者は行っていないという趣旨でございます。代表企業が行ったと言われているのは、企業団の浄水場運転日報を請負業者が閲覧しております。その運転日報から取水状況が確認できますので、そのことを水量調査を行ったと言われているのだと思います。コンサルタント業者は、一般的に顧客から知り得た情報を第三者に話すことは会社の信用問題にかかわることですから、言えないものであると解釈します。したがって、水量調査方法の違いによる、行った、行っていないの答え方の違いであると考えております。

以上です。

○中原議長 4番吉永議員。

○吉永議員 にわかには信じがたい話です。

私は直接会って、その後電話でも複数回水ing担当者に水量調査をしたか尋ねています。運転日報を閲覧したことを水量調査を行ったと表現するのでしょうか。運転日報でという話も一言も聞いておりません。

もう一つ、先ほど入札に参加した企業の方に3つの質問をしたと申しあげました。2つ目の質問は、コンサルは違法取水施設に気づくでしょうかと尋ねたところ、そりゃ、気づくでしょうという回答でした。そして、3つ目、もし落札後、違法取水をしているとわかったら、事業を受けますかと尋ねたところ、絶対受けませんよという回答でした。これが事業

者の常識ではないでしょうか。違法取水を隠したい企業団が、こんな企業に落札してほしいと思うのでしょうか。

40年以上も前から始まった違法取水を引き継いでいくということは、違法な取水施設の新設や維持管理を行うために、違法な事業者との関係をつくらざるを得なかったと考えるのが普通ではないでしょうか。その裏づけとなるような事実を幾つも質問してまいりました。まだ、ほかにも不可解に思う点はたくさんあります。ここはきちんと真相を明らかにしておかないと、違法取水はなくなっても、事業者との違法な関係は続けられる可能性があります。そういう意味で、真相を明らかにしていただく必要があるわけです。

私が厚労省の担当者に電話で確認した内容を御紹介します。

浄水施設の改良事業で請け負った事業者は、水源の水量調査はしますか、もししなかった場合、法的責任はありますかと尋ねたところ、担当の方は、法的責任までは問えませんが、事業者なら当然調査するでしょうと、このようにおっしゃいました。

私は、水ingが調査を怠る無責任な事業者だったということよりも、違法取水を黙認してもらうための官製談合が行われた可能性のほうが高いと考えます。仮に、無責任な事業者だったとしても、主導した企業団の責任と改善が求められます。

武末企業長は前回、今後コンプライアンスを含め正常な状態にすると答弁されました。ぜひリーダーシップを発揮していただき、事実関係を調査し、住民の皆さんが納得するような説明をしていただくことをお約束いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○中原議長 櫻井局長。

○櫻井局長 企業長の答弁の前に少し確認させてください。

ただいまの質問の中でありました、違法取水はなくなっても、事業者との違法な関係は続けられる、その可能性がある、今現在、企業団が事業者との違法な状態をやっておるということで断定されるということですかね。もしそういうふうに断定されるのなら、それはどういう根拠でされてあるのか、ちょっと私もお尋ねしたいところでございます。先ほど言いましたように反問権がありませんので、それは控えますが。

実は、東限改良事業につきまして、ちょっと説明させてください、入札の関係でございますが。

東限改良事業につきましては、総合評価方式といった、金額だけでなく、その技術内容、提案内容を評価し、事業者を決定しておる、そういった方式でやっております。その提案者の審査及び優秀提案者の選定につきましては、東限浄水場整備事業審査委員会設置要綱に基づき、3名の委員、これ外部の学識経験者です、この方たちが審査を行い、そして優秀業者の決定を行っております。そういう状況でございます。

したがって、そのような状況の中で、先ほど来、よく耳にしておりますが、官製談合ということをおっしゃるのはちょっと、私は、そういう方式で東隈改良事業の契約を結んでおりますので、それが官製談合とか、業者との違法な行為と言われるのはちょっと心外でございます。

以上でございます。

企業長の答弁に回します。

○中原議長 武末企業長。

○武末企業長 お答えをいたします。

私を初め、企業団職員一丸となって、恒久水源確保に奔走しているところでございます。第三者調査委員会でも御指摘がありましたが、ガバナンス、コンプライアンス等をしっかりと守りながら水源開発に取り組んでいる状況でございます。過去不適切な契約等についても是正すべきとして直ちに改めたものでございます。また、ホームページ等においても可能な限り情報発信しております。春日市民、那珂川市民の安定的な生活のために現在奔走をいたしております。

企業長として、法令遵守を第一に考え、一日も早い恒久水源を確保することが私どもの使命と、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げたいと存じます。

○中原議長 4番吉永議員。吉永議員、先ほどの櫻井局長の御質問には、反問権ございませんのでお答えにならなくて結構です。

○吉永議員 今の御答弁ですけれども、やはり理解できません。今後の恒久水源確保に奔走するのは当然です。

しかし、きょう私がお尋ねしているのは、第三者調査委員会でも言及されていない違法取水の福岡県のかかわり、そして水道設備事業者のかかわりについての解明を求めています。それは、今まさに頑張っておられる恒久水源確保の行方にも影響することであり、また違法な事業者との関係の可能性がゼロでないならば、今後に引き継がないためにすべきことです。

本日、さまざまな不可解な点をお尋ねしましたが、何ひとつ住民の皆さんが納得できるような明確な説明はなかったのではないのでしょうか。県や事業者が違法取水を認識している可能性があるのであれば、調査し、真相を明らかにすることが、春日那珂川水道企業団が今住民のためにできる誠実な姿勢ではないのでしょうか。

それでも、県のかかわり、事業者のかかわりを調査する意思はないのでしょうか、企業長の率直な御意見をお聞かせください。

○中原議長 武末企業長。

○武末企業長 お答えいたします。

事前の通告がございませんでしたので、このことにつきましては回答を避けたいと思います。

○中原議長 4番吉永議員。

○吉永議員 通告はしてますけど。

よくそういうことを言われますけども、一つ一つ全部の項目を全部見せるっていうのが議会の質問じゃないと思ってるんですね。通告っていうのは、ここに書いてある、通告受け付けしてもらってるあの通信用紙の通りだと思いますので、今の見解をぜひお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○中原議長 武末企業長。

○武末企業長 お答えいたします。

先ほど答弁した内容と同じでございます。

○中原議長 4番吉永議員。

○吉永議員 もう不誠実だということを指摘しておきたいと思います。

違法取水を引き継いで発生させた多額の住民負担、国庫補助が受けられなくなったという経営損失、そして真相を究明しようとしめない姿勢、この責任は大変重大な問題で、給与の減給や新たな水源を確保すればすむというレベルの話ではありません。

昨今、コンプライアンス違反が発覚した企業がどんな制裁をされているか、十分御存じだと思います。その責任の重さを考えるならば、誠実にこの問題に向き合うべきです。私は真実を解明することなしに、正しい未来を築くことはできないと考えます。

ぜひこの違法取水問題を真に解明していただくことを強く求めまして、私の一般質問を終わります。

○中原議長 これで、4番吉永議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

日程第2、これより質疑に入ります。

議案第10号から議案第12号を一括議題といたします。

質疑の通告はあっておりませんが、この場においてございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中原議長 質疑なしと認めます。

これで議案第10号から議案第12号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第10号から議案第12号を一括議題といたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中原議長 討論なしと認めます。

これで議案第10号から議案第12号に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号平成30年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中原議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成29年度春日那珂川水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中原議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成29年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中原議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第12号は認定することに決定いたしました。

以上で今次定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて平成30年第3回春日那珂川水道企業団議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 15時08分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年10月23日

春日那珂川水道企業団議会議長 中 原 智 昭

1 番 白 水 勝 己

2 番 與 國 洋